

## 佐世保市公共施設（道路）里親制度（アダプトプログラム）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐世保市内の公共施設の環境整備及び環境美化のため、ボランティアによる活動（以下「活動」という。）を行う市民（以下「里親」という。）を募集し、道路利用者のマナー向上と地域への愛着心を育成するため、佐世保市公共施設（道路）里親制度（以下「制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動対象公共施設）

第2条 活動の対象とする公共施設は、佐世保市内の市道（以下「道路」という。）とする。

（里親の資格要件）

第3条 里親になることができる者は、佐世保市内に在住する住民又は当該住民で構成する団体とする。

（里親縁組届の提出）

第4条 里親を希望する者（以下「里親希望者」という。）は、里親縁組届（様式1）に必要な事項を記載して、市長に提出しなければならない。

（里親についての合意）

第5条 前条に規定する届出の提出があり、内容を適当と認めたときは、市長は里親希望者とすみやかに合意書（様式2）を取り交わすものとする。

2 前項に規定する合意書を取り交わした者は、当該合意書に記載された道路の里親となる。

（里親の活動内容）

第6条 里親の活動内容は、車道以外（歩道、路肩等）の草刈、清掃及び空き缶、ごみ等の回収並びに路肩における花の植栽及び花壇整備とする。

2 活動回数は、年間6回以上とする。

3 里親は、活動の状況を里親活動報告書（様式3）により、市長に報告しなければならない。

（安全対策及び注意事項）

第7条 里親は、活動に係る安全対策等については責任を負うものとする。

2 活動に際し、里親は、ボランティアとしてふさわしくない行為をしてはならない。

3 前項に規定するボランティアとしてふさわしくない行為については、別に定める。

4 活動中に発生した第三者との争いについては、里親の責任とする。

(活動中の事故)

第8条 活動中に事故が生じたときは、佐世保市公共施設（道路）里親活動中の事故報告書（様式4）により、速やかに市長に報告するものとする。

(用具等)

第9条 活動に必要とする用具等は、里親で用意するものとする。

2 市長は、里親に代わり別に定める用具等を用意することができる。

(里親の辞退)

第10条 里親を辞退しようとする者は、佐世保市公共施設（道路）里親辞退届（様式5）を市長に提出しなければならない。

(合意の解除)

第11条 市長は、別に定める事由により、第5条に規定する合意を解除する必要があるときは、当該合意を解除することができる。

2 市長は、前条又は前項の規定により合意を解除するときは、佐世保市公共施設（道路）里親合意解除通知書（様式6）により、里親に通知しなければならない。

(顕彰)

第12条 市長は、長期間活動を行ったと認められる里親を顕彰するものとする。

2 前項に規定する期間については、別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。